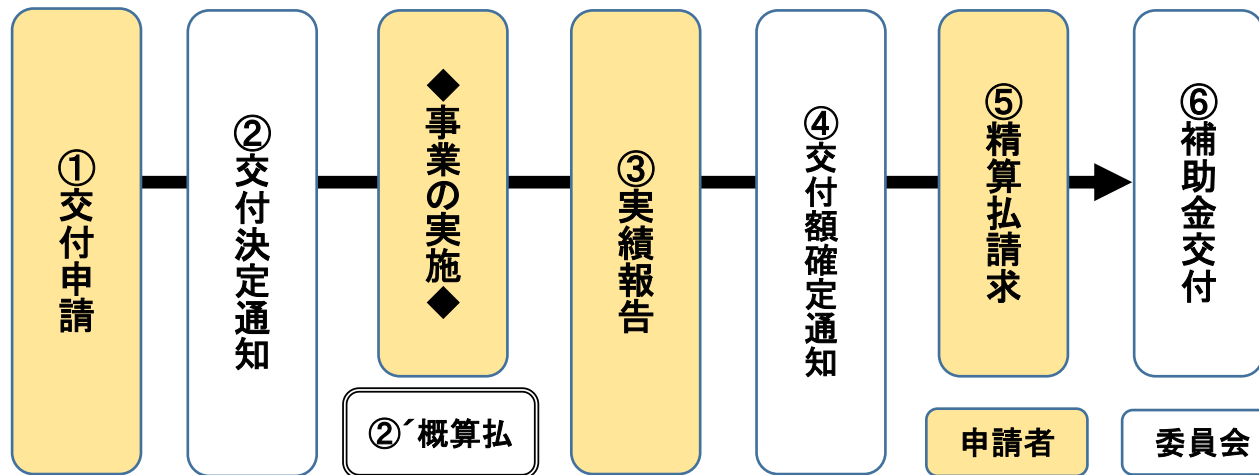


# 商店街等連携・賑わい創出支援事業補助金のご案内

商店街の魅力創出や回遊性の向上を図る取組を支援します！

	商店街等連携・賑わい創出支援事業補助金の概要
補助対象事業	商店街等の魅力創出や回遊性の向上等による賑わいづくりにつながる取組のうち、次のいずれかに該当する事業 ①インバウンド需要の獲得に向けた取組 ②デジタル化推進の取組 ③商店街等の地域課題の解決や地域特性・地域資源等を生かした取組 ④その他委員長が適当と認めるもの
補助対象者	①市内の商店街組合等（※） ②商店街出資のまちづくり会社 ③商店街等の活性化に寄与する事業を行う社団・財団で委員長が適当と認めるもの ※商店街組合等とは・・・ 商店街振興組合、商店街組合、商工組合連合会で法人格を有するもの及び法人化されていない商店街等を構成する任意団体又はこれに類する団体であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの
連携事業者	本補助金は、個々の商店街組合等だけでなく、他の商店街組合や団体等と連携して事業に取り組むことが可能です。連携して事業を行う者は、次の①～⑦のいずれかに該当する者を指します。 ①～③補助対象者と同じ ④町会、自治会 ⑤特定非営利活動法人 ⑥社会福祉法人 ⑦その他委員長が認めるもの
補助対象経費	事業を運営する経費や、商品券のプレミアム分やポイント上乘せ分の一部などが対象です。 ※消費税抜額が対象となります。
補助率・補助上限額	【補助対象者の単独事業】 ①令和5年度まで実施していた「商い賑わい支援事業補助金」と同一事業の場合 補助率1/2、上限50万円（1,000円未満切り捨て） ②①以外の事業の場合 補助率1/2、上限75万円（1,000円未満切り捨て） 【連携事業者との連携事業の場合】※委託事業者は除きます。 補助率2/3、上限100万円（1,000円未満切り捨て） ※単独事業と連携事業の両事業を実施する場合であっても、1団体あたりの補助上限額は100万円となります。 ※概算払請求が可能です。
期間	【交付申請期間】令和8年4月17日（金）～令和9年3月31日（水） 【補助対象期間】令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

# ご利用の流れ



※②'概算払(事前に補助金を支払い、事業完了後に精算すること。)を希望される場合は、②交付決定通知を受領した後に、概算払請求書によりご請求ください。(事前に企業立地・産業創出課へご相談ください。)

## 申請時の必要書類

交付申請時	
	補助金交付申請書 (様式第1号)
	事業計画書 (様式第2号)
	収支予算書 (様式第3号)
	定款又は規約等
	その他委員長が必要と認める書類
実績報告時	
	補助金実績報告書 (様式第8号)
	事業実績書 (様式第9号)
	収支決算書 (様式第10号)
	支払根拠資料 (領収書または帳簿類等)
	その他委員長が必要と認める書類

### <お問い合わせ先及び申請窓口>

松山市産業経済部 企業立地・産業創出課 商業振興担当

〒790-8571 松山市二番町4丁目7-2

TEL : 089-948-6710 FAX : 089-934-0113

メールアドレス : sangyou@city.matsuyama.ehime.jp

※松山市ホームページから申請書類をダウンロードできます

「松山市HP」⇒「くらしの情報」⇒「産業」⇒「商業」

⇒商店街等連携・賑わい創出支援事業補助金